

官報

号外

昭和二十九年五月二十八日

○第十九回 参議院會議錄第五十二号

昭和二十九年五月二十八日(金曜日)午前
十時五十分開議

議事日程 第五十二号

昭和二十九年五月二十八日

午前十時開議

- 第一 医療関係審議会設置法案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(高野一夫君外十一名発議)
(委員長報告)
- 第三 厚生省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 略奪振興法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 輸出水産物の振興に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第八 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 第九 文部省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一〇 調達庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一一 児童福祉法第二十七条改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 保育所措置費国庫補助増額に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一三 保育所定員制等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一五 保育所措置費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 戦傷病者援護に関する請願(二十七件) (委員長報告)
- 第一七 授産事業法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 恩給進達事務費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 授産事業法制定促進に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第二〇 傷い軍人援護強化に関する請願 (委員長報告)
- 第二一 身体障害者福祉資金貸付制度制定に関する請願 (委員長報告)

- 第二二 旧豊川海軍工場の戦没勤労学徒等の遺家族援護に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 昭和二十九年国立公園施設費増額に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 岡山市員登山を国立公園に編入するの請願 (委員長報告)
- 第二五 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第二六 国立公園の昭和二十九年度補助事業費増額に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願(五件) (委員長報告)
- 第二八 恩給事務費増額に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 南方地域の未帰還同胞に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 恩給事務費増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願(四件) (委員長報告)
- 第三二 未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願(五件) (委員長報告)

- 第三三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 瀬戸内海国立公園香川県翠平町象頭山整備促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 戦争犠牲者遺族の援護に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願(二件) (委員長報告)
- 第三七 元満蒙开拓青少年義勇軍の戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 国民健康保険事務費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)
- 第三九 社会保険の冬期採暖料に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第四〇 社会保険診療報酬に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第四一 健康保険傷病手当支給期限延長に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第四三 柔道整復師の取扱健康保険の単価改訂に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第四五 社会保険診療報酬一点単価引上げ等に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 附添看護婦等の健康保険に関する請願 (委員長報告)

- 第四七 宮城県築館町に保健所設置の請願 (委員長報告)
- 第四八 日本住血吸虫病撲滅に関する請願 (委員長報告)
- 第四九 受胎調節に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第五〇 国立大分病院の整備拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第五一 青森県国立弘前病院改築整備に関する請願 (委員長報告)
- 第五二 長野県国立松本病院の整備拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第五三 国立療養所給食費増額に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五四 国立療養所購買増額に関する請願 (委員長報告)
- 第五五 国立療養所の病床増加等に関する請願 (委員長報告)
- 第五六 鹿児島県国立志布志療養所病床増加に関する請願 (委員長報告)
- 第五七 国立宇多野療養所職員定員増加に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 看護婦等の養成所経費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第六〇 附添看護婦、附添婦の身分等に関する請願 (委員長報告)
- 第六一 健康保険用歯科資材に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第六二 日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議錄第五十二号

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議第五十二号 議長の報告

- 第六三 保育所定員制等に関する陳情(二件) (委員長報告)
- 第六四 児童収容施設に対する措置費増額等の陳情 (委員長報告)
- 第六五 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第六六 保育所措置費国庫補助増額に関する陳情(二件) (委員長報告)
- 第六七 社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情(二件) (委員長報告)
- 第六八 恩給事務費増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第六九 内地死没軍人等の遺族援護に関する陳情 (委員長報告)
- 第七〇 公務員傷害防衛員等の遺族援護に関する陳情 (委員長報告)
- 第七一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情 (委員長報告)
- 第七二 未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情(二件) (委員長報告)
- 第七三 戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第七四 鹿児島県名瀬市民の生活安定に関する陳情 (委員長報告)
- 第七五 生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する陳情 (委員長報告)
- 第七六 静岡県伊豆半島を国立公園に指定するの陳情 (委員長報告)

- 第七七 遺族国庫債券の買上げ純額拡大等に関する陳情 (委員長報告)
- 第七八 南アルプスを国立公園に指定するの陳情 (委員長報告)
- 第七九 国民健康保険事業の整備改善に関する陳情(二件) (委員長報告)
- 第八〇 厚生年金保険法改正反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第八一 国民健康保険所屬保健婦設置費全額国庫負担に関する陳情 (委員長報告)
- 第八二 国民健康保険所屬保健婦の身分に関する陳情 (委員長報告)
- 第八三 下水道施設促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第八四 新潟県国立寺泊療養所復興に関する陳情 (委員長報告)
- 第八五 覚せい剤対策に関する陳情 (委員長報告)
- 〇議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
- 一昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 人事委員 岡 三郎君
厚生委員 湯山 勇君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 人事委員 湯山 勇君
厚生委員 岡 三郎君
同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。
- 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(高野一夫君外十一名発議)

- 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
- 昭和二十九年四月における疎勤者の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案
同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 昭虎園動物園収養取締法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
- 建設費法の一部を改正する法律案(田中一君外二十五名発議)
昭和二十九年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(菊川幸夫君外三名発議)
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
- 日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法案
同日委員長から左の報告書を提出した。
- 医薬関係審議会設置法案可決報告書
厚生省関係法令の整理に関する法律案可決報告書
覚せい剤取締法の一部を改正する法律案可決報告書
昭虎園動物園収養取締法修正議決報告書
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案
電報対馬電報料の件を廃止する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例

- に関する法律の一部を改正する法律案
盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
- 中小企業安定法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案
中小企業安定法の一部を改正する法律案
電報対馬電報料の件を廃止する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律案
同日議長において採択することを議決した輸出用黄板紙の鉄道貨物運賃引下げに関する諸般外四件の請願及び北陸線強化促進に関する陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
- 昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員 戸叶 武君
人事委員 富田 重文君
法務委員 大谷 實雄君
文部委員 松本 昇君
農林委員 山下 義信君
通商産業委員 井上 知治君
運輸委員 岡田 信次君
郵政委員 滝井治三郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 内閣委員 山下 義信君
人事委員 岡田 信次君
法務委員 井上 知治君
文部委員 滝井治三郎君
農林委員 戸叶 武君
通商産業委員 大谷 實雄君
運輸委員 岡田 重文君
郵政委員 松本 昇君
同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
- 北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
- 学校給食法案 文部委員会に付託
質屋営業法の一部を改正する法律案
地方公務員法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案 建設委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。
- 昭和二十九年五月の暴風雪害による被害農業者等に対する資金の融通に関する法律案(芳賀寛君外四十四名提出)
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(芳賀寛君外四十名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を農林委員会に付託した。

昭和二十九年四月における凍結害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(高野一夫君外十一名発議)

同日委員長から左の報告書を提出した。

航空機製造法の一部を改正する法律案可決報告書

輸出水産物の振興に関する法律案修正議決報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案可決報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案可決報告書

文部省関係法令の整理に関する法律案可決報告書

關連庁設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

労働委員会審判審査報告書第二号同特別報告第二号

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

日程第一、医薬関係審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二、覚せい剤取締法の一部を

改正する法律案(高野一夫君外十一名発議)

日程第三、厚生省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長上條愛一君。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

医薬関係審議会設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

医薬関係審議会設置法案

医薬関係審議会設置法案

(設置)

第一条 厚生大臣の諮問に依りて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十二條第一項但書、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十一條第一項但書並びに藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條第一項第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に關して調査審議させるため、厚生省の附屬機関として、医薬関係審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以上をもつて組織する。

2 委員は、厚生大臣が、左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において任命する。

一 医師、歯科医師及び薬剤師 十人

二 医療を受ける立場にある者 三人

三 学識経験のある者 九人

四 関係行政機関の職員 三人

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び会長の職務を行う委員)

第四条 審議会に、厚生大臣が委員のうちから指名した会長一人を置く。

2 会長は、審議会の所掌事務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 第四條第二項及び第三項並びに前條の規定は、部会長及び部会に準用する。

(幹事)

第七條 審議会に、幹事五人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、審議会の職務を処理する。

(雜則)

第八條 この法律に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

医薬関係審議会(厚生大臣の諮問に依りて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十二條第一項但書、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十一條第一項但書並びに藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條第一項第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に關し調査審議すること。

3 医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 医師法第二十二條の改正規定、第二条 歯科医師法第二十一條の改正規定及び第三条 藥事法第二十二條の改正規定中「別に定める審議会」を「医薬関係審議会」に改める。

附則第二項中「医師法第二十二條第二項、歯科医師法第二十一條第二項及び藥事法第二十二條第二項に規定する審議会」を「医薬関係審議会」に改める。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表中人口問題審議会の項の次に次のように医薬関係審議会の項を加え、医師試験審議会の項中(昭和二十三年法律第二百一十一号)及び歯科医師試験審議会の項中(昭和二十三年法律第二百一十一号)を削る。

覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(高野一夫君外十一名発議)

右の議案を衆議院に提出する。

昭和二十九年五月二十六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

常岡 一郎 横山 フク

榎原 亨 竹中 勝男

谷口 弥三郎 藤原 道子

有馬 英二 大谷 豊清

廣瀬 久忠 堂森 芳夫

参議院議長 河井彌八郎

覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「届出に関する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、看護婦業務従事証又は准看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。」を「届出に関する事項を記載しなければならぬ。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の名簿の記載事項は、省令でこれを定める。

(薬事法の一部改正)

第十条 薬事法(昭和二十三年法律第二百九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 薬剤師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出なければならぬ。

第三十三条第一項中「及び前条第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」を削る。

第五十八条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第六条第二項の規定に違反した者

(覚せい剤取締法の一部改正)

第十一条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

(覚せい剤製造業者の報告)

第二十九条 覚せい剤製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、左に掲げる事項をその期間の満了後十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならぬ。

一 期初に所有した覚せい剤の品名及び数量
二 その期間中に製造した覚せい剤の品名及び数量
三 その期間中に譲渡した覚せい剤の品名及び数量
四 期末に所有した覚せい剤の品名及び数量

(児童福祉法の一部改正)

第十二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二を削り、第三十四条の三を第三十四条の二とする。

第五十八条第二項中「若しくは前項の規定により」を「又は前項の規定により」に改め、「又は第三十四条の二に規定する施設であつて同条第四項の命令に違反し、且

つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるもの」を削る。

第六十二条第二項中「又は第三十四条の二第一項」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条の規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に伝染病届出規則第一条に規定する伝染病(黄熱、肺炎、麻疹熱及び鼻疽を除く)にかかつている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(覚せい剤取締法に関する経過規定)

3 覚せい剤製造業者が厚生大臣に對してなすべき昭和二十九年六月分の報告については、覚せい剤取締法第二十九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定)

4 この法律の施行前になした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

「上條第二項登壇、拍手」

○上條第一項 只今上程せられました医業関係審議会設置法案外二件について、厚生委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一に、医業関係審議会設置法案に先づ提案理由について御説明いたし

ます。すでに御承知の通り、去る昭和二十六年の第十回国会において制定された医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律は、明年、即ち昭和三十年一月一日から施行せられることになつておるのであります。この法律によりますと、藥劑師でない者は、販賣又は授与の目的で調剤をしてはならないことになつてゐるのであります。また、醫師又は歯科醫師が患者又は現にその看護に當つてゐる者から、特に藥劑の交付を受けることを希望する旨の申出を受けた場合、省令の定めるところにより、診療上必要があるとき、藥劑の交付を受けることになつてゐるのであります。又醫師又は歯科醫師は、患者に對し治療上藥劑を調製して授与する必要があると認める場合には、処方箋を交付しなければならぬことになつておるのであります。省令の定めるところにより、処方箋を交付することが患者の治療上特に支障があるときとされる場合は、これを交付しなくてもよいことになつてゐるのであります。而して以上申述べました省令を制定し、又は改正しようとするときは、別に定める審議会の意見を聞かなければならぬと規定されてゐるのであります。

従つて、以上のごとき省令の制定及び改正について調査審議をさせるため、このたび医業関係審議会を設置し、その組織及び運営方法を定めた本法案が提出されるに至つた次第であります。いわゆる医業分業の問題は、國民の保健福祉の上に重大な關係があります

るので、厚生委員会におきましては、本法案の審議に當りましては、特に慎重を期し、國民の医療負担、なかつく社会保険経済に及ぼす影響、或いは新医療費体系の確立、公私医療機関の整備問題等、医業分業の実施に關する諸条件を検討し、熱心なる質疑を続けたいのであります。その詳細は會議録に譲ることいたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、常岡委員より、次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出されました。

附帯決議案

政府において医業分業実施に關する諸準備が、未だ整へ得ないことは甚だ遺憾である。この際政府は、左記事項につきすみやかに万全の措置を講ずべきである。

一、医業分業の実施に伴ふ適正な医療費体系及び、それが國民の医療負担、社会保険経済に及ぼす影響其の他医業分業の実施に關する諸条件を検討し、その結果を九月中に国会に報告すること。

二、医業分業の実施によつて、國民に對する医療内容の向上及び保健福祉の増進に寄与すべき諸条件の整備に努むべきこと。

以上であります。

かくて討論を終結し、先づ本設置法案の採決を行いましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、附帯決議案について採決を行いましたところ、これ又、全会一致を以て常岡委員提出の附帯決議を採決することになりました。

次に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

覚醒剤の濫用による弊害が、最近特に顕著なることは御承知の通りであります。厚生委員会におきましては、これが取締対策を重要問題として、かねてより小委員会を設置し、本問題の調査立案に着手したのであります。が、一応の結論に到達することができたので、ここに議員提案として、覚せい剤取締法の一部を改正することとした次第であります。

次に、法案の内容の骨子を御説明申し上げます。今日、一般に流行している覚醒剤が密造であることから、先ず密造の取締と罰則の強化を中心として考慮され、本法施行後、種々運用上支障ある点を改正し、最近の事情に即応せんとするものであります。第一は、この法律の適用を受ける覚醒剤の範囲を拡張したことであり、第二は、密造、密売買、不法所持及び不法使用に対する罰則を強化し、更に営利の目的又は常習としてこれらの違法行為を行なつた者は、七年以下の懲役に処することとしたのであります。第三は、覚醒剤研究者が、研究のため厚生大臣の許可を受けた場合に限り、他人に対して覚醒剤を施用し、又は覚醒剤を製造することができるとしたことであり、第四は、覚醒剤を保管し得る場所として、覚醒剤保管営業所を認め、それに応じた覚醒剤の移動を認めたことであり、第五は、覚醒剤の廃棄について厳重な規定を設けたことであります。

以上のごとくであります。が、厚生委員会においては、すでに小委員会において十分に検討し尽された法案でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、厚生省関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。この法律案は、すでに死文化した法令又は存在の意義を失つた法令を廃止すると共に、行政事務の簡素化と、行政事務処理方式の改善とを図るため、若干の法律の規定を整理しようとするものであります。その内容は次の通りであります。

第一は、国民体力法、有毒飲食物等取締令、伝染病届出規則及び、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法に関する特別の四件の法令を廃止しようとするものであります。

第二は、精神衛生法、伝染病予防法、トラホーム予防法、寄生虫病予防法、予防接種法、理容師美容師法、死体解剖保存法、保健婦助産婦看護婦法、薬事法、覚せい剤取締法及び児童福祉法の十一件の法律の一部につき、行政簡素化の見地から、若干の改正を加えようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由並びにその概要であります。

本委員会におきましては、厚生省当局より、本法案の提案理由及び内容につきましても、詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、種々熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録によりまして御了承願ひたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、農林振興法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片柳眞吉君。

審査報告書
農林振興法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十六日
農林委員長 片柳 眞吉
参議院議長 河井彌八郎
多数意見者署名

江田、三郎 清澤 俊英
河合 義一 松永 義雄
北 勝太郎 河野 謙三
松浦 定義 上林 忠次
鈴木、一 横川 信夫
雨森 常夫 重政 庸徳
佐藤清一郎 宮本 邦彦
川口爲之助 関根 久蔵
森田 豊壽

目次中「第十五条」を「第十八条」に、「第十六条」第二十一条を「第二十九条」に、「第二十四条」に、「第二十五条」に、「第二十三条」を「第二十五条」に

二十六条に、「第二十四条」第二十六条を「第二十七条」第二十九条に改める。

第二十六条を第二十九条とする。第二十五条を次のように改める。第二十八条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

第二十三条及び第二十四条をそれぞれ第二十六条及び第二十七条とする。第二十二條の見出しを「報告及び検査」に改め、同条に次の三項を加え、同条を第二十五条とする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、生乳等の取引の公正を確保するため必要があるときは、その職員をして生乳の生産者又は集乳事業若しくは乳業を行う者の事務所、事業所等に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条を第十九条とし、以下第二十条までを三条ずつ順次繰り下げ、第二章第三節第十五条の次に次の三条を加える。

(農林大臣に対する不服の申立)
第十六条 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による都道府県知事の承認に関する処分に対し不服のある者は、当該処分を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を經由し、農林大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを農林大臣に送付しなければならない。

3 農林大臣は、特にやむを得ない理由があるとき認めるときは、第一項の不服の申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。

(農林大臣の裁決)
第十七条 農林大臣は、前条第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、裁決をもつて、都道府県知事の処分を取り消し、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻さなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による裁決をしようとするときは、あらかじめ、農林審議会の意見を聞かなければならない。

(手続)
第十八条 前二条に規定する外、不服の申立、審査及び裁決の手続については、政令で定める。

附則第一項中「第十九条第三項、

（略農振興計画の変更）

第五條 都道府県知事は、第三條第二項の略農振興計画を変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、農林大臣の承認を受けなければならない。

（指定の解除）

第六條 農林大臣は、集約略農振興地域が第三條第三項に掲げる要件を欠くに至つたときは、集約略農振興地域の指定を解除しなければならない。

第七條 農林大臣は、集約略農振興地域について第三條第二項の略農振興計画を達成することができないと認められるときは、都道府県知事の意見を聞き、集約略農振興地域の指定を解除することができる。

（指定の告示等）

第七條 第三條第一項の指定、第四條第一項の区域の変更又は前条の指定の解除は、告示してしなければならない。

第八條 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に対し、第三條第二項の略農振興計画を実施するために必要な経費を補助することができる。

第九條 国は、第三條第二項の略農振興計画を実施するために必要な資金

の融通のあつた、旋その他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 集約略農振興地域における草地の利用

第九條 都道府県知事は、略農振興計画に基づき、毎年度、省令の定めるところにより、その計画に係る集約略農振興地域の区域内にある草地（農地以外の土地で主として農産物の生産のために利用されるもの）の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「草地」といふ。）について、当該年度における改良の方法その他草地の改良又は保全に關し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

第十條 都道府県又は市町村は、前条の規定により定められた計画を達成するため必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業（以下「草地改良事業」といふ。）を行うことができる。

一 かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の建設又は変更

二 草種及び草生の改良

三 その他草地の改良又は保全のため必要な事業

都道府県知事は、市町村長は、

草地改良事業を行おうとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行ふべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者（以下「権利者」といふ。）の同意を得なければならない。

草地改良事業を行おうとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行ふべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者（以下「権利者」といふ。）の同意を得なければならない。

第九條 都道府県知事は、略農振興計画に基づき、毎年度、省令の定めるところにより、その計画に係る集約略農振興地域の区域内にある草地（農地以外の土地で主として農産物の生産のために利用されるもの）の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「草地」といふ。）について、当該年度における改良の方法その他草地の改良又は保全に關し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

第十條 都道府県又は市町村は、前条の規定により定められた計画を達成するため必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業（以下「草地改良事業」といふ。）を行うことができる。

一 かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の建設又は変更

二 草種及び草生の改良

三 その他草地の改良又は保全のため必要な事業

都道府県知事は、市町村長は、

草地改良事業を行おうとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行ふべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者（以下「権利者」といふ。）の同意を得なければならない。

道府県又は市町村が集約略農振興地域の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。

（草地の形質変更の届出）

第十一條 集約略農振興地域の区域内にある草地につき政令で定める開こん、造林その他の行為をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。

第十二條 集約略農振興地域の区域内において、集約略農振興地域又は乳業施設で政令で定めるもの（以下「略農事業施設」といふ。）を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第十三條 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該略農事業施設の設置場所が集約略農振興地域又は乳業施設の経営に適する立地条件を備えていること。

二 当該略農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約略農振興地域における生乳の供給量に充てることができるものであること。

三 当該略農事業施設の設置によつて当該集約略農振興地域の全部又は一部につき略農事業施設が著しく過剰とならないこと。

四 その他当該略農事業施設の設置が当該集約略農振興地域についての略農振興計画に適合するものであること。

（略農事業施設の届出）

第十三條 第三條第一項の規定による集約略農振興地域の指定があつた場合において、その指定の現況にその区域内において略農事業施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第十四條 集約略農振興地域の区域内に設置されている略農事業施設につき省令で定める変更をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第十五條 集約略農振興地域の区域内に設置されている略農事業施設につき集約略農振興地域又は乳業施設の一部につき集約略農振興地域又は乳業施設を廃止し、若しくは省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十六條 集約略農振興地域又は乳業施設（契約の文書化）

都道府県知事は、市町村長は、

草地改良事業を行おうとするときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行ふべき草地改良事業計画その他必要な事項を定めてその地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、賃借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者（以下「権利者」といふ。）の同意を得なければならない。

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議録第五十二号 農林振興法案

者に生乳、脱脂乳又はクリーム(以下生乳等という。)を継続して供給することを目的とする生乳等の販売に関する契約(以下生乳等取引契約という。)について、当事者は、書面によりその存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡の方法その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 生乳等取引契約を結び、又はこれを変更した場合、当事者は、前項の書面の写(変更の場合には、変更に係る部分の写)を、省令の定めるところにより、都道府県知事に提出しなければならない。但し、農乳事業又は乳業を行う農協共同組合とその組合員たる生乳の生産者とが結ぶ生乳等取引契約については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、当該契約の当事者に対し、その内容を改善すべきことを勧告することができる。

(都道府県知事の行うあつ旋)
第十七条 生乳等取引契約につき紛争が生じたときは、当事者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、手数料を都道府県に納付して、都道府県知事に對し、あつ旋を申請することができる。
第十八条 都道府県知事は、前条の

あつ旋を、あつ旋委員により行わなければならない。

2 あつ旋委員は、都道府県知事が、事件ごとに、第一号に掲げる者の中から各一人及び第二号に掲げる者の中から一人以上を指名する。

一 各当事者の推薦した者
二 学識経験を有する者の中から都道府県知事が毎年前もつて委嘱したあつ旋委員候補者
第三号 前項第一号に掲げる者の中から指名されたあつ旋委員に要する費用は、政令の定めるところにより、当事者の負担とする。

第十九条 あつ旋委員は、当事者の意見を聞いてその事件の解決に必要な協定案を作成し、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 あつ旋委員は、前項の協定案を作成することが著しく困難なときは、各々で定める手続に従ひ、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。
3 農林大臣は、前項の請求に係る協力を要する場合には、必要があるときは、農林振興会の専門委員の中から適當な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

24 当事者は、前項の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これをあつ旋委員に提出しなければならない。

第二十条 あつ旋委員は、あつ旋が終了したとき、又はあつ旋が成功する見込がないためこれを打ち切つたときは、その経過及び結果を都

道府県知事に報告しなければならない。

第二十一条 都道府県知事は、当事者の一方又は双方が第十九条第一項の協定案を受諾することを拒否した場合において、生乳等の公正な取引を促進するため必要があると認めるときは、当事者の協定を除き、あつ旋の経過及び協定案を公表することができる。

第四章 雑則

(報告)
第二十二條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、生乳の生産者又は集乳事業若しくは乳業を行う者から必要な報告を求めることができる。

(協議審議会)
第二十三條 農林省に協議審議会(以下「審議会」という。)を置く。
審議会は、農林振興に関する重要事項について、農林大臣の諮問に應じて審議し、又は農林大臣に建議することができる。

審議会は、委員十八人以上以内で組織する。委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。
一 生乳の生産者の団体を代表する者
二 乳業を行う者の団体を代表する者
三 学識経験を有する者
八人以上以内
審議会の会長を置く。
会長は、委員の互選により選任する。
会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
審議会の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。
11 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、十萬圓以下の過料に処する。
一 第十二条第一項の規定による承認を受けずに農産事業施設を新たに設置した者
二 第十四条第一項の規定による承認を受けずに農産事業施設につき同項の省令で定める変更をした者

第二十四條 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三萬圓以下の過料に処する。

第二十五條 第十一条、第十三条又は第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一萬圓以下の過料に処する。

附則
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において、政令で定める。

但し、第十九条第三項、第二十三条及び次項の規定の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で、政令で定める。
農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

農林省設置法(昭和二十八年法律第二百五十五号)の規定によりその権限に關せしめられた事項を次のとおり改正する。
「農林振興改良促進法(昭和二十八年法律第二百五十五号)の規定によりその権限に關せしめられた事項を行うこと。」に改める。

「片柳眞吉君登壇、拍手」
〇片柳眞吉君 只今議題となりました略農振興法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

ここ数年間における我が国略農の発達には顕著なものがあつます。併しその内容を些細に検討いたしますと、必ずしも樂觀することのできない幾多の弱点を持つていふ言われ、その基本的なものとしては、牛乳及び乳製品を生産、延いてその価格が諸外国に比べて割高であることであり、その原因として購入飼料に対する依存度の高いこ

て、この際酪農振興の方向を明示し、豊富低廉な牛乳及び乳製品を供給することのできる基礎を整備しようとするのが本法提案の趣旨とされておるのでありまして、これが内容は主要次のようであります。

第一は、集約酪農地域に関するものでありまして、自然的及び経済的条件が牛乳の飼育並びに集約事業及び乳業等酪農に適する地域について、その地域を管轄する都道府県知事の申請に基づいて農林大臣が集約酪農地域として指定し、この地域に對して畜養家創設特別措置法によつてジャージー種及びホルスタイン種等の乳牛を集團的に導入すると共に、この地域における酪農振興計画の実施に對し、國から補助金を交付し、或いは資金を貸付する等の助成を行い、又地域内の草地の改良利用を図り、或いは集約事業施設又は乳業施設の建設に關して、都道府県知事の承認をとつてその設立を防止する等、この地域を飲用牛乳又は乳製品原料牛乳の供給地域として、乳牛の飼育密度が濃厚であつて合理的な酪農経営を行い得られる地域に育成しようとするものであります。

次は、牛乳の取引の公正化に關するものでありまして、牛乳及び乳製品の価格の変動に伴う影響が農家にしわ寄せせられることを防止し、牛乳の公正な取引を期して、生乳等の販売に關する契約を文書化し、その内容の改善に關し、都道府県知事が勧告することができるとし、又生乳等の取引契約について紛争が起つたときは、その協定に對して都道府県知事が斡旋委員をして斡旋せしめる斡旋制度を設けようとするものであります。

かような政府の原案に對して、衆議院において、本法の目的において、本法が酪農経営の安定に資するものであることを明らかにする、都道府県知事が酪農振興計画を策定し、或いはこれを變更するに當つて、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等の意見を反映せしめるため、その意見を聞かなければならないこととする、酪農振興計画の内容に、生乳の生産者の共同集約組織の整備に關する事項を加える、集約事業なるものが独立した事業の分野であるような印象を与えることを避けるため、集約事業なる文句及びこれに關する規定を削除する、集約酪農地域における飼料の自給に關して、草地の改良計画のみならず、これを飼料作物の生産のための農用地の利用計画にも及ぼし、草地改良計画とあるのを自給飼料増産計画に改める、都道府県又は市町村が草地の灌漑排水施設、又は牧道等を新設又は変更するに當つて、その区域内の土地改良区又は土地改良区連合の同意をも受けなければならないこととする、生乳等の取引契約の紛争の斡旋に關する手数料及び斡旋委員の費用の当事者負担を廃止する、学識経験者たる斡旋委員の中立公益性を確立する、都道府県が生乳等の取引の斡旋を行うに當つて農林大臣の助言等の協力を求めることができることとし、農林大臣は必要に応じて酪農審議会の専門委員をしてその事務に當らしめることとする、酪農振興に關する諮問機關として、生乳生産者団体代表二名以内、乳業者団体代表二名以内、学識経験者八名以内からなる酪農審議會を設ける、酪農審議會に關する規定は、その施行を公布の日から一

年以内において政令で定めることとする等の修正を加えて議決し、當院に送付せられたのであります。

委員におきましては、衆議院代表及び政府當局に對して、法律案の前提をなす諸条件、政府原案の内容、衆議院修正の趣旨等について質疑が行われ、処理加工業者に對する從價的關係を脱却し、酪農家の獨立優位性の確保及びこれに關連して酪農關係農業協同組合の現状の當否と、これが是正、生産者団体の育成強化、適正乳価及びこれが維持、乳製品、特にアメリカの余剩農産物輸入に關連して、これが輸入の阻止調整、酪農經營の合理化及び牛乳コストの引下げ、これがため、必須の条件と言われる草資源の調整育成及び利用増進、牧草の改良増産、草地の確保及び改良並びに利用の擴大、牛乳、特に市乳の流通面の合理化と消費の促進、牛乳等取引の改善並びに酪農資本の是正及びこれが巨利の抑制、集約酪農地域指定基準の當否、酪農振興の基礎としての飼料対策、これに關連して飼料の現況に對して飼料供給安定法の第七條適用の當否、牛乳等取引契約の内容及びその効力並びにこれが紛争斡旋委員の性格及び斡旋に要する経費の当事者負担の當否、その他法律案をめぐる各種の問題並びに本法律案の内容をなす諸般の事項について、極めて熱心に所見が質されたのであります。これが詳細は會議録に載ることを御了承願ひたいのであります。

併しながらここにその主なるものについて御紹介いたしますと、「衆議院の修正によつて本法の目的が擴大せられたのであります。内容については何ら補充が加えられていない。更に現実においては、政府によつて今回本法律案が提出せられたのにもかかわらず、政府における酪農に關する施策は予算面においても又資金面においても、昨年比でむしろ後退している。然るにもかかわらず、今回の修正の目的を擴大すること、は、羊頭狗肉と言ふべきではないか。政府においてもかかる修正に賛成であるか」と質されたのに対し、保利農林大臣から、「國會の意思に従ひ了承するところである」旨を、又衆議院代表川俣衆議院議員から、「本法案の題名に即応して目的の擴大を図つたのであるが、内容の充実については今後に期待しており、この点については政府當局に對しても善処を求めてある」旨答へられました。又、衆議院の修正によつて、生乳等取引契約の紛争の斡旋に對して農林大臣が助言及び資料の提示等の協力をすることになつたのであるが、「かかる助言のケースは、大よそ乳価を決定する場合にあると思われ、その際助言の内容は、乳価が生産費を補償するものであることを意圖しているか」と確められましたところ、衆議院代表からは、「生産費を償うものであることは原則である」旨を答へられ、又農林當局からは、「再生産を不可能ならしめるようなことは大変なことであつて、最低限度酪農の再生産を確保するものであることを堅持したい」旨の答弁があり、これに對して、「酪農振興が使に乳業資本の振興に墮せざるよう」との主張があり、なお關連して牛乳の生産費調査に關する問題が提案され、農林大臣から、「牛乳生産費の調査機構を整備する必要がある

認め、その実現に努力したい」旨答へられたのであります。

更に最近の「ふすま」を初め飼料高のため、酪農が冷めかけているのであつて、飼料対策が先決問題であり、而もここに飼料対策としては、將來のことより目前の対策が緊要であつて、飼料供給安定法第七條の発動が急務であるとして、政府の所見が質されましたところ、保利農林大臣から、「昨年の凶作の影響が主として「ふすま」にしろ寄せられ、一時的とは考えられるが、供給不足を来したし、その対策に關心しており、目下食糧庁手持の内地等外麦及びイラク麦等の大量処理等、応急措置を具体的に取運んでいるのであつて、青草の供給増加と併せて価格は下向くものと思ひ、需給安定法第七條の発動については検討中である」旨答へられました。なお外国産乳製品と國內における酪農の維持については、「輸入は内地の酪農を圧迫しない用意を整えた上慎重に考え、非難の起らない措置をとる、その影響を防ぐことにしたい」旨述べられ、更に酪農の振興は先ず草の問題であるとして、草の問題に對する政府の所見が質されましたのに対し、保利農林大臣から、「畜産の振興は購入飼料に依存することは好ましくないのであつて、草の問題は畜産との歩調において手遅れになつてゐる根本的対策が必要であつて、これを極力推進したい」旨答へられたのであります。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、河野委員から、集約酪農地域における酪農事業施設の建設及び変更を適正ならしむるためには、都道府県知事によるこれが承認制度を整備し、且つ生乳等の取引において、生乳等の

検査について買手の支配から脱却して、これが公正を期する措置を講ずる必要があるとの趣旨を以て、酪農事業施設の施設或いは変更について都道府県知事が承認を与えなかつた場合は、農林大臣に異議の申立をすることができるとなし、又生乳等の取引において、農林省や都道府県の職員が、当事者の事業所等に立入検査することができるとし、これに即応した修正の動議が提出せられ、続いて北委員から次のような附帯決議の動議が提出せられました。即ち、

一、本法の目的の拡大修正に即応して、所期する酪農の急速なる普及発達及農業経営の安定の真の成果が達成し得られるよう、政府において、予算の確保及び乳製品品の輸入の調整その他各般の事項に亘つて遺憾なく措置すること。

一、政府において、集約酪農地域の育成に急いで一般酪農の育成発達を疎くも疎かにすることのなきよう万全を期すること。

一、生乳等の取引契約に当つて、生乳生産者の自主性(生産者団体による共同販売の徹底、生産者による自己検査の確立、生乳の集団飲用の促進等)を確保し、更に進んでは生乳生産者の資本による乳業施設を育成するよう、政府において適切な措置を講ずること。

一、国内における草(特に野草及び飼料木)及び飼料作物資源の改良、飼養及び利用増進について、政府において速かに飛躍的かつ根本的な施策を実施すること。

一、政府において速かに公正なる

生乳検査の徹底について適切な措置を講ずること。

一、政府において優良廉価な飼料の豊富円滑なる供給を図ること。なお、この際、飼料供給安定法第七条の発動について考慮すること。

一、政府において、生乳の生産費を償ふ乳価の維持に万全を期すること。なお、生乳の生産費調査の完璧を図ること。

一、政府において速かに公正なる

かくして討論を終り、採決に入り、全会一致を以て衆議院送付原案に、河野委員の提案に於ける修正を加え、北委員の動議による附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

なお最後に、保利農林大臣から右の附帯決議に対して、その趣旨はすべて尤もなことであるから、その趣旨に従つて最善の努力を尽したい旨発言のありましたことを申し添えまして報告を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、輸出水産業の振興に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。水産委員長森崎隆君。

審査報告書

輸出水産業の振興に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十七日

水産委員長 森崎 隆

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

秋山俊一郎 菊田 七平

千田 正 森 八三一

青山 正一 木下 源吾

輸出水産業の振興に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項中「主として輸出の用に供せられる水産製品で政令で指定するもの」を「別表に掲げる水産製品及び主として輸出の用に供せられる政令で指定するその他の水産製品」に改める。

第三条第三項中「輸出水産業者又は製造受託者である者」を「当該指定に係る輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者」に、「前項の基準」を「当該輸出水産物の製造施設に係る前項の基準」に改める。

附則第一項の但書を加える。但し、第三十一条、第三十二条並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。2 農林大臣は、この法律施行の日(前項本文の規定による施行の日をいう)において現に輸出水産物

のうち別表に掲げるものについて輸出水産業者又は製造受託者である者については、省令で一定期間を限り当該輸出水産物の製造施設に係る第三条第二項の基準を適用せず又はこれを緩和することができ。

3 農林大臣は、前項の省令を定めるには、あらかじめ、審議会の意見を聞かなければならない。附則の次に次の別表を加える。

別表

一 まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む)のうち、塩水づけのもの及び油づけのもの

二 冷凍まぐろ類(冷凍かつおを含む)

三 冷凍めかじき

四 いわしかん詰のうち、水煮のもの、トマトづけのもの、香辛料づけのもの及び油づけのもの

五 さんまかん詰のうち、水煮のもの、トマトづけのもの、香辛料づけのもの及び油づけのもの

六 魚類肝臓油

七 かにかん詰

八 寒天

九 さけかん詰及びますかん詰

その主たる内容とするもので、わが国重要な政策の一つである貿易振興の一環として輸出水産業の振興を期しようとするものであつて妥当な措置と認める。

委員会においては、第二条において輸出水産物は政令で指定するように規定されてあるのを、まぐろ類かん詰外八つの主たる水産製品を別表に掲げ、その他のものはこれを政令の指定によることに修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

本法を施行することによつて、輸出水産物の加工度の向上、品質の改善をもたらす、もつて輸出水産業の振興を期することができ、わが国産業の発展に寄与する利益がある。

三、費用

輸出水産業振興審議会の運営に必要な経費、製造施設の登録に伴う経費及び調査費等本法施行に必要な経費を相当額計上する必要がある。

附帯決議

本法施行に当つては、輸出の面において通商産業省と関連するところがあるため農林大臣は通商産業大臣と事前に密接な連絡をとり万遺憾なきを期するよう望む。

輸出水産業の振興に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年四月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八郎

輸出水産物の振興に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、輸出水産物の振興を期するために、輸出水産物の加工度の向上及び品質の改善並びに輸出水産業者の自主的調整による経営の安定を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「輸出水産物」とは主として輸出の用に供せられる水産製品で政令で指定するものをいい、「輸出水産業」とは輸出水産物を製造（冷凍又は冷凍品の冷蔵を含む。以下同じ）する事業をいい、「輸出水産業者」とは輸出水産業を営む者をいう。

2 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をするときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞くなければならない。

（製造施設の登録）

第三条 輸出水産業者は、省令で定めるところにより、政令で定める製造施設につき、農林大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。輸出水産業者が他人に輸出水産物の製造を委託する場合においては、その受託者（以下「製造受託者」という。）も、同様とする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の登録の申請に係る製造施設が省令で定める技術上の基準に適合する場合に、登録をしなければならない。

3 農林大臣は、前条の輸出水産物の指定があつた日において現に輸出水産業者又は製造受託者である者については、省令で一定期間を限り前項の基準を適用せず又はこれを緩和することができる。

4 農林大臣は、前三項の省令を定めるには、あらかじめ、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

（登録の取消）

第四条 農林大臣又は都道府県知事は、輸出水産業者又は製造受託者が左の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 次項の規定による命令に違反したとき。
三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 当該製造施設が前条第二項の基準に適合しなくなつたとき。
2 農林大臣又は都道府県知事は、輸出水産業者又は製造受託者の製造施設が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その者に對し、期間を定めて、当該基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録手数料）

第五条 登録申請者及び省令で定める登録換の申請をする者は、政令で定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

（施設の改善）

第六条 農林大臣は、輸出水産物の加工度の向上又は品質の改善のため必要があると認めるときは、第三条の規定により登録を受けた輸出水産業者又は製造受託者に対し、同条の製造施設の改善につき勧告することができる。

（輸出水産業組合）

第七条 輸出水産業者は、輸出水産業の健全な発達を図り、輸出水産物の輸出の振興に資するため、左の各号に掲げる要件を備えた全国一の輸出水産業組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

一 営利を目的としないこと。
二 組合員が任意に加入し又は脱退することができること。
三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分益に充ててするものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。
（人格及び住所）
第八条 組合は、法人とする。
2 組合の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。

（組合の名称）

第九条 組合の名称中には、「輸出水産業組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に、「輸出水産業組合」という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二十條第一項及び第二十一條（商号）の規定を準用する。

（免稅）

第十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分益に充てて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

（出資）

第十一条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができるが、認められない。

（議決権及び選挙権）

第十二条 組合員は、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。
2 組合員は、定款の定めるところにより、第二十五條において準用する中小企業等協同組合法（昭和

二十四年法律第八十一号）第四十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（設立）

第十三条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
一 第七條各号の要件を備えていること。
二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が当該輸出水産物の安定及び振興上必要であること。

4 発起人は、第二項の認可の申請をするには、当該輸出水産業者の総数の三分の二以上を占め且つ過去一年間の製造数量において当該輸出水産物の総製造数量の二分の一以上を占める者の同意を得なければならない。

(定款)

第十四条 組合の定款には、少くとも左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込の方法

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 組合員の権利義務に関する規定

定

十一 役員の数及び選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2. 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由を、現物出資をする者を

定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(定款の変更)

第十五条 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第十六条 農林大臣は、組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合の解散を命ずることができる。

一 第七条各号に適合するものでなくなつたとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

2 農林大臣が組合の解散を命じた場合における第二十五条において準用する中小企業等協同組合法第八十八条の規定による解散の登記は、農林大臣の嘱託によつてする。

(事業)

第十七条 組合は、左の各号に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入

二 輸出水産物の保管、運送及び検査並びに副資材の供給その他組合員の共通の利益を増進するための施設

三 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

四 組合員の経済的地位の改善のためにする副資材の購入その他に關する団体協約の締結

五 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査研究その他前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の総額は、その事業年度における組合員の利用分額の総額の百分の二十をこえてはならない。

3 組合は、定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債務を取り立てることができる。

4 第一項第四号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項同様の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第四号の団体協約は、直接に組合員に對してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約でその内容が第一項第四号の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、その規程によつて、契約したものとはみなす。

(輸出水産物に関する調整)

第十八条 組合は、左の各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、かような事態を放置しては組合員の事業の経営が困難となり組合員の事業に係る輸出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において、それぞれ各号に掲げる事態を克服し組合員の事業の経営の安定と組合員の事業に係る輸出水産物の輸出の振興を図るため必要があるときは、当該輸出水産物の輸出を規整する目的の範囲内において、組合員が製造する輸出水産物の製造数量、出荷数量(加工品の引渡数量を含む)、品質、販売方法(加工品の引渡方法を含む)、販売時期(加工品の引渡時期を含む)、販売価格(加工賃を含む)若しくは製造施設に関する制限これらの制限を確保するための事業所若しくは事務所への立入調査及び製品の検査を含む)を行うことができる。

一 組合員の事業に係る輸出水産物の製造数量が、当該輸出水産物に對する海外市場の需要に比し著しく多いため、当該輸出水産業者の間に製造若しくは販売における競争が過度に行われ又は行われる虞があること。

二 組合員の事業に係る輸出水産物に係る仕向地の輸入取引が実

質的に制限され若しくは不当に制限され又は制限される虞があるため、当該輸出水産業者の間に製造若しくは販売における競争が過度に行われ又は行われる虞があること。

(調整規程の認可)

第十九条 組合は、前条の規定による事業を行うとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に關する定をいう。以下同じ)を定め農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容及び左の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 前条各号に掲げる事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に差別的であること。

三 国内の関連事業者又は一般消費者の利益を不当に害すること。

3 農林大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第二十条 農林大臣は、調整規程の内容及び前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に對し、これを變更すべきことを命じ、又は認可を取り消さなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による

処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

(調整規程廃止の届出)

第二十一条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(過怠金)

第二十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し、過怠金を課することができる。

(検査員)

第二十三条 組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するために、検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 組合は、第一項の規定により検査員を任命しようとするときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)

第二十四条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2 前項の総会の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(準用)

第二十五条 中小企業等協同組合法第八條、第十二條から第二十三條まで(第十九條第一項第四號を除く。)(組合員等)、第二十七條、第

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議録第五十二号 輸出水産業の振興に関する法律案

二十八條、第二十九條第一項から第三項まで、第三十條、第三十二條(設立)、第三十四條から第四十二條まで(第三十五條第五項及び第三十七條第二項を除く。)(第四十四條から第五十四條まで(第五十一條第二項及び第三項並びに第五十三條第四號を除く。)(第五十六條から第六十一條まで(管理)、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條(解散及び清算)、第七十一條から第七十五條まで(倉庫証券等)、第八十三條から第九十三條まで(第九十七條第三項を除く。)(登記)、第九十四條、第九十五條、第九十五條の三、第九十六條(雑則)、第九十七條及び第九十八條から第九十九條及び第九十九條を除く。)(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前項第一項の認証」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律(以下本条において「法」という。)(第十三條の認可」と、第三十四條第一号中「總會又は総代会」とあるのは「總會」と、第三十五條第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「理事」と、第五十八條第四項中「第七十條第一項第四號又は第七十七條第一項第五號」とあるのは「法第七十條第一項第三號」と、第六十二條第一項中「五、事業の全部の譲渡」とあるのは「五、法第十六條第一項の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し」とあるのは「合併し」とある。又はその事業の全部を譲渡する」とある

のは「合併する」と、同条第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「組合登記簿」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「法第十六條第二項」と、第九十五條第六号中「第三十一條又は第六十二條第二項」とあるのは「第六十二條第二項」と、同条第七号中「第三十七條」とあるのは「第三十七條第一項」と、同条第十二号中「合併若しくは事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、同条第十三号中「第五十九條又は第九十二條第二項」とあるのは「又は第五十九條」と読み替へるものとす。

(製造数量等の制限に関する命令)

第二十六条 農林大臣は、第十八條各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、かような事態を放置しては当該輸出水産業の経営が困難となり当該輸出水産業に係る輸出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において同条各号に掲げる事態を克服し当該輸出水産業の経営の安定と当該輸出水産業に係る輸出水産物の輸出の振興を図るため必要があるときであつて同条の規定による組合の自主的調整をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、当該輸出水産業を営む者のすべて

に対して、当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従うべきことを省令をもつて命ずることができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、組合又はその組合員が第十九條第一項の認可を受けてする正当な行為には、適用しない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ農林大臣が第二十條の規定による処分をした場合を除く。)(公正取引委員会との関係)

第二十八条 農林大臣は、第二十六條の規定による省令の制定又は改正をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 公正取引委員会は、前条但書第一号に該当すると認める場合において勧告し又は審判開始決定書を発送しようとするときは、農林大臣の意見を聞かなければならない。

2 公正取引委員会は、前条但書第一号に該当すると認める場合において勧告し又は審判開始決定書を発送しようとするときは、農林大臣の意見を聞かなければならない。

3 公正取引委員会は、第十九條第一項の認可を受けて行ふ調整規程(第二十條の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)が

第十九條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、農林大臣に対し、第二十條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(融資)

第二十九条 政府は、輸出水産物の国際的な需給状況、価格の変動等に対応するため必要があると認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、組合に対し、販売時期、販売価格等を調節するため必要な調整資金を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。(報告及び検査)

第三十條 農林大臣は、この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、輸出水産業者若しくは製造受託者又は組合から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは製造施設の検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議第五十二号 輸出水産物の振興に関する法律案

(輸出水産物振興審議会)
第三十一条 農林省に輸出水産物振興審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、第二十条第二項、第三十条第四項、第二十六条及び第二十九条に規定するものの外、農林大臣の諮問に応じて輸出水産物の振興に関する重要事項を審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を農林大臣に建議する。
(審議会の組織及び運営等)

第三十二条 審議会は、会長及び左の各号に掲げる者につき農林大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 輸出水産物の製造業者を代表する者 五人以内
二 漁業者を代表する者 三人以内
三 貿易業者を代表する者 二人以内

四 学識経験がある者 五人以内
2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることが出来る。

3 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)
第三十三条 第二十六条の規定によ

る命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第九條第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。同条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様である。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二条の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十六条 第三條の規定に違反して登録を受けない製造施設により輸出水産物を製造した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表に次の一項を加える。

輸出水産物の振興に關する法律(昭和二十九年法律第 号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

第八條第二項中「真珠養殖事業法、真珠養殖事業法、輸出水産物振興審議会については輸出水産物の振興に關する法律」に改める。

〔森崎隆吉登壇、拍手〕

○森崎隆吉 只今議題となりました輸出水産物の振興に關する法律案について、水産委員会におきます審議の状況について御報告を申し上げます。

先ず、提案理由を申し上げます。輸出を振興することは、我が國の最も重要な政策の一つであることは言を待たないところでありますが、なかならず遠洋漁業の開発により、水産物の輸出を伸展することは、我が國の地理的環境からも又国民性の上からも適切なことであります。併しながら輸出水産物については、ときには輸入国において関税等の問題を感じ、又国内においても変動する国際情勢に對する調整その他の措置が必要であります。この点に關し、特にまぐろ類を始め、いわし、さんまの罐詰等については、業界においては自主的に努めて参つた次第であります。その目的を十分に果し得なかつたのであります。かかる事情等からいたしまして、輸出水産物の品質の向上を図ると共に、輸出水産業者の組合による自主的調整により、その経営を安定し、輸出水産物の振興を期せんとする次第であります。

次に、法律案の主なる内容について御説明いたします。

先ず第一は、この法律の目的であります。第一条で、この法律は、輸出水産物の振興を期するために、輸出水産物の加工度の向上、品質の改善、業者の自主的調整によつて経営の安定を図り、以て国民経済の発展に寄与することとあります。第二は、政令で指定した水産物の水産業者は、製造施設を農林大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないことになつております。第三は、登録をした製造施設の改善の規定であります。即ち、農林大臣は、輸出水産物の加工度の向上又は品質の改善のため必要と認めるときは、輸出水産業者又は製造受託者に對して、その製造施設の改善につき勸告をすることができるとなつております。第四は、輸出水産業者組合の組織等の規定であります。即ち、輸出水産業者は、輸出水産物の健全なる発達を図り、輸出の振興に資するため、全國を一元とする組合を作り、次に申上げるといふ事業を行うことができることになつております。即ち、組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のための借入であります。次は、輸出水産物の保管、運送及び検査並びに副資材の供給、その他組合員の共通の利益を増進するための施設をすることとあります。その他組合員の福利を増進する事業を行うことになつております。第五は、輸出水産物に關する調整であります。即ち輸出水産物の生産が過剰で、販売における過度の競争となり、又は不当な価格で販売され、又は粗悪品の濫売されるような場合、又は輸出水産物にかかわる仕向地の輸入取引が実質的に制限される等のため、製造若しくは販売に過度の競争等が行われ、ために組合員の事業の経営が困難となり、組合員の事業にかかわる輸出水産物の輸出が不振となる虞れがあるばかりでなく、

関連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞れのある場合は、当該輸出を調整する目的の範囲内において、組合員の製造する輸出水産物の製造数量、出荷数量、品質、販売方法、販売時期、販売価格若しくは製造施設に關する制限を行うことができることとあります。この調整規程は農林大臣の認可を受けることになつております。又農林大臣は、この調整規程の変更命令及び認可の取消しができることになつております。第六は、製造数量等の制限に關する命令を農林大臣は出すことができるとなつております。これは法律の第二十六条でありまして、組合の自主的調整を以てしては、その目的を達成することが困難である場合には、当該輸出水産物の製造を営む者すべてに對し、即ち組合員以外の者に對しても、当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従ふべきことを、省令を以て命ずることができるとなつております。第七は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外を、第二十七条で定めてあります。第八は、融資のことが第二十九条に規定してあります。政府は輸出水産物の国際的な需給状況、価格の変動等に對するため、必要があるとき認めるときは、審議会の意見を聞いて、組合に對し販売時期、販売価格等を調節するため、必要な調整資金を確保するよう必要な措置を講ずるものとすることになつております。第九は、輸出水産物振興審議会をおくことになつております。即ち審議会は、農林大臣が政令の制定、改廃を立案するとき、農林大臣が省令を定める場合、前記の製造数量の制限に關する命

令を出す場合、組合に対し融資の必要のあるときは、農林大臣の諮問に依りて輸出水産物の振興に關する重要事項を審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を農林大臣に建議することになつております。なお、審議会の組織、運営は第三十二條に規定してあります。

次に本法律案の審議の経過を申し上げます。

本法律案は、衆議院の議員提出の法律案でございます。本委員会におきましては、五月七日以来、数回の委員会を開催いたしまして、慎重審議をいたし、五月十八日には、業界関係者、日本冷凍食品輸出組合事務理事安達義治君外七名を参考人として意見を聴取し、更に審議いたしました。これらの詳細については、速記録によつて御覧を願いたいと思ひます。

次に、質疑中主なるものについて申し上げますと、五月二十七日の委員会において、青山委員より、次のような質問を水産庁長官に對しなされました。即ち參議院の通商産業委員長から水産委員長宛、輸出水産物の振興に關する法律案について、次のような申入れがありました。即ち、「貴委員会において御審議中の輸出水産物の振興に關する法律案に基いて設立される輸出水産物組合の事業活動は、水産物の輸出に重大な關係があり、殊にそれは輸出組合の活動と相俟つて、所期の目的を達し得る点に鑑み、輸出組合を規定する輸出取引法の例にならぬ、農林大臣が、組合の設立、定款の変更若しくは調整規程の認可を、若しくは解散し、若しくは調整規程の変更命令及び認可の取消の処分をし、又は調整規程に従う

べき旨の命令の制定、若しくは改廃をしようとするときは、あらかじめ通商産業大臣の同意を受ける旨の、及び調整規程の廃止の届出を受ける旨の、通知しなければならぬ旨の規定を設けるよう修正せられたい」とある、これに對し、「水産庁は通商産業省と十分緊密なる連絡をとつてやるものと思ひがどうか」という質問でありました。これに對し水産庁の清井長官は、「輸出水産物のことに關しましては、従前においても水産庁の事務をとる過程において通商産業省と相互緊密なる連絡をとつております。従ひまして本法律の執行に當つても、輸出水産物に關するところでありますから、通商産業省と十分緊密なる連絡をとり、万遺憾なきを期するよういたし、御質問の趣旨に副うよういたします」という答弁がありました。

次に、質疑を打ち切り、討論に入りしましたところ、秋山委員から、「本法律案は関係業者が熱望しているもので賛成するが、第二條で、輸出水産物の品目はすべて政令に委ねることになつてゐるが、その品目が多種多様で、行政庁においても選択には相當困難があるから、重要なものについては法律中に明記し、その他を政令に委ねることとし、又これに伴ひ法律の修正と、更に本法律の施行は公布の日から起算して六カ月を超えない期間内において政令で定めることになつてゐるが、審議會に關する規定だけは公布の日から施行することに修正することが適當と認められる」という意味におきまして、次の修正案の動議が提出され、これに對して

青山委員より賛成がありました。修正案を一応ここで讀み上げます。

修正案

輸出水産物の振興に關する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項中「主として輸出の用に供せられる水産製品で政令で指定するもの」とを「別表に掲げる水産製品及び主として輸出の用に供せられる政令で指定するその他の水産製品」に改める。

第三條第三項中「輸出水産業者又は製造受託者である者」を「当該指定に係る輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者」に、「前項の基準」を「当該輸出水産物の製造施設に係る前項の基準」に改める。

附則第一項に次の但書を加える。

但し、第三十一條、第三十二條並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 農林大臣は、この法律施行の日（前項本文の規定による施行の日をいう。）において現に輸出水産物のうち別表に掲げるものについて輸出水産業者又は製造受託者である者については、省令で一定期間を限り当該輸出水産物の製造施設に係る第三條第二項の基準を適用せず又はこれを緩和することができ。

3 農林大臣は、前項の省令を定めるには、あらかじめ、審議會の意見を聞かなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表

一、まぐろ類かん詰（かつおかん詰を含む）のうち、塩水づけのもの及び油づけのもの
二、冷凍まぐろ類（冷凍かつおを含む）
三、冷凍めかじき
四、いわしかん詰のうち、水煮のもの、トマトづけのもの、香辛料づけのもの及び油づけのもの
五、さんまかん詰のうち、水煮のもの、トマトづけのもの、香辛料づけのもの及び油づけのもの
六、魚類肝臓油
七、かにかん詰
八、寒天
九、さけかん詰及びますかん詰以上でございます。

この修正案の動議には、青山委員より賛成がありました。次に千田委員から、本法律案に賛成の意見がありまして、更に青山委員が水産庁長官に質問された事項は極めて重要な事項であるから、附帯決議を附したい旨の動議がありました。これに對し青山委員より賛成がありました。附帯決議を讀み上げます。

附帯決議案
本法律施行に當つては輸出の面において通商産業省と關連するところがあるから農林大臣は通商産業大臣と事前に緊密なる連絡をとり万遺憾なきを期するよう望む

次に森委員から、この法律案については賛成せられ、次のような希望意見がありました。即ち、「第一、この法律が実施された場合、業種別に輸出水産物組合が設立されるが、これらの組合の健全なる発達育成に政府は十分努力

すべく諸般の措置を講ずべきである。第二、この法律案は議員立法であるが、水産庁予算に現在では十分なる指導強化の予算はないので、おろそかにされる虞がある、殊に法第二十九條の融資の問題も単なるゼスチュアに終り、空文に終ることのないよう十分政府は努力すべきである。第三、強度の調整が行われた場合、原料魚の生産者たる漁民を圧迫するようにならないうよう努力せられたい。輸出の振興を強力にしなければならぬことは必要であるが、これがために多数漁民の経済圧迫にならないよう十分努力せられたい。」

而して討論を打ち切り、採決に入り、先ず秋山委員提出の修正案を議題といたしましたところ、全会一致で修正案は可決いたしました。次に、修正案を除いた原案についても、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。次に、千田委員提出の附帯決議も全会一致で可決いたしました。

以上を以て御報告を終わります。

（拍手）
○議長（河井彌八郎） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
○議長（河井彌八郎） 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、委員会修正通り議決せられました。

○議長（河井彌八郎） 日程第六、航空機製造法の一部を改正する法律案（内

昭和二十九年五月二十八日 參議院會議第五十二号 航空機製造法の一部を改正する法律案

更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二条の五第一項第一号の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の失効)

第二条の十二 許可事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消等)

第二条の十三 通商産業大臣は、許可事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、第二条の二の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、許可事業者が左の各号の一に該当するときは、第二条の二の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第二条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二条の八第一項、第二条の十第一項又は第二条の十一第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第十六条の二第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により第二条の二の許可を受けたとき。

第三条を次のように改める。

(事業の届出)

第三条 第二条の二の通商産業省令で定める航空機又は特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理の事業を行うとする者は、工場ごとに、左に掲げる事項を記載した

届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業の種類

三 工場の所在地

2 前項の届出書には、事業計画書その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

(届出事業者の設備)

第三条の二 前条第一項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」という。)であつて、特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理の事業を行うものは、特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理のための設備で、その製造又は修理の事業の種類ごとに通商産業省令で定めるものであつて、当該事業の用に供するものを通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二条の九第二項の規定は、前項の設備に準用する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(氏名等の変更)

第四条 許可事業者は、第二条の六第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 届出事業者は、第三条第一項の届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第五条 許可事業者又は届出事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第六条及び第七条を次のように改める。

(製造の方法)

第六条 航空機の製造に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるものでなければ、航空機の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る製造の方法が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

第七条 通商産業大臣は、航空機の製造に係る許可事業者が前条第一項の認可を受けた方法によらないで航空機の製造をしていようと認めるときは、許可事業者に対し、その認可を受けた方法によつてその製造をすべきことを命ずることができる。但し、同項但書に規定する場合を除く。

第八条第一項中「航空機の製造をする者」を「航空機の製造に係る許可事業者」に改め、同条第二項中「第六條第一項の検査に合格し、又は同条第三項の承認を受けた製造設備等」を「第六條第一項の認可を受けた製造の方法」に改め、同条第四項中「航空機を製造した者」を「許可事業者」に改める。

第九条を次のように改める。

(修理の方法)

第九条 航空機の修理に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるものでなければ、航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理をする場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、航空機の修理の方法に準用する。

第十条第一項中「航空機について通商産業省令で定める修理をする者は、航空機の修理に係る許可事業者は、航空機について通商産業省令で定める修理をするときは」に改め、同条第二項中「航空機の修理(前項の通商産業省令で定めるものを除く。以下「航空機の修理」という。以下同様)をする者は」を「航空機の修理に係る許可事業者は、航空機について前項の通商産業省令で定めるものの以外の修理をするときは」に改める。

第十一条を次のように改める。

(製造の方法)

第十一条 航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるものでなければ、航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、航空機用機器の製造の方法に準用する。

第十二条第一項を次のように改める。

航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、その製造に係る航空機用機器について通商産業大臣の製造証明を受けなければならない。但し、前条第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(使用の制限)

第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器(輸入されたものを除く)を航空機の製造又は修理(航空法(昭和二十七年法律第二百三十号)第十七条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く)に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(修理の方法)

第十四条 航空機用機器の修理に係る許可事業者又は届出事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるものでなければ、航空機用機器の修理をしてはならない。但し、継続的な修理を目的とし、場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規定は、航空機用機器の修理の方法に準用する。

第十五条第二項中「又は確認」を「製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造証明」に改める。

第十六条の二 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確定な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(国に対する適用)

第十六条の三 この法律の規定は、第十八条及び第七章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

第十七条第一項中「航空機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理をする者」を「許可事業者若しくは届出事業者」と改め、「若しくは製造設備等若しくは修理設備等」を削る。

第二十條の前の見出しを削る。

第七章中第二十二條の前に次の一條を加える。

第二十一條の二 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二條の二の許可を受けないで航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行つた者

二 第二條の十三第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

第二十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二條の八第一項の規定に違

反して第二條の六第二項第三号の事項を変更した者

二 第二條の九第二項(第三條の二第二項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者

三 第二條の十第一項の許可を受けないで特定設備を新設し、増設し、又は改造した者

四 第二條の十一第一項の許可を受けずに第二條の六第二項第五号の事項を変更した者

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條(第九條第二項、第十一條第二項及び第十四條第二項)の規定による命令に違反した者

二 第八條第四項(第十條第三項及び第十二條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して航空機又は航空機用機器を引き渡した者

三 第十三條の規定に違反して製造証明のない航空機用機器を航空機の製造又は修理に用いた者

第二十四條中第二号を削り、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第二條の七第二項、第四條又は第五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為を

したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

別表中「検査又は同条第三項の承認」を「認可」に、「検査又は同条第二項において準用する第六條第三項の承認」を「認可」に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行つてゐる者であつて、改正前の第三條第一項の届出書を通商産業大臣に提出してゐるものは、第二條の二の許可を受けないで、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、許可事業者とみなす。これらの者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

3 改正前の第三條第一項の規定により提出された届出書は、改正後の同項の規定により提出された届出書とみなす。

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定により許可事業者とみなされる者がその事業の用に供してゐる特定設備であつて、改正前の第六條第一項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十四條第一項の検査に合格してゐるものは、第二條の二の許可を受けた特定設備とみなす。

5 この法律の施行の際現に改正前の第六條第一項若しくは第十一條

第一項の検査に合格してゐる製造の方法又は第九條第一項若しくは第十四條第一項の検査に合格してゐる修理の方法は、それぞれ、改正後の第六條第一項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十四條第一項の認可を受けたものとみなす。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十五号を次のように改める。

三十五 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を許可すること。

第十條第七号を次のように改める。

七 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業の許可に關すること。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔中川以良君發議、拍手〕
○中川以良君 只今議題となりました航空機製造法の一部を改正する法律案につきましまして、当委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る第十三国会に成立をいたしました航空機製造法は、検査に主眼を置いた技術立法であり、航空機及び重要な航空機用機器の製造又は修理の事実については、届出制をとつてゐるのであります。本改正案は、これを許可制とし、これに関連して事業の承認許可の条件、国に対する適用の規定を追加す

る等、新たに事業法としての諸規定を整備したものであります。

なお許可制にいたしました理由の主なるものは次の通りであります。その第一は、我が国航空機工業界の現情と航空機需要の現状及びその見通しよりして、無秩序に生産体制が展開をして多数企業間の乱立を招来するときは、單に航空機工業の発展を阻害するのみでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全なる運行を妨げる懸念が極めて大きいこととございまして、更に第二は、戦後八年に亘る空白を持つ我が国航空工業の再建に必要な投下資本は巨額に上るが、民間による自己調達に非常困難で、何らかの形で国家資金に依存する可能性が強いのであります。かかる国家資金の浪費を極力防止し、合理的且つ計画的に投下することが要請されることは当然であります。このためには先ず許可制によつて企業活動を調整することが必要なのであります。

当委員会における質疑応答の詳細は速記録に載ることにいたしますが、特に当委員会においては航空機需要の見通し、許可制にした理由、航空機工業に対する政府の育成助長政策について政府との間に活潑なる論議が行われたのであります。

以上、慎重なる審議の末、討論に入りましたところ、豊田委員より、次のごとく附帯決議が提出され、賛成の意見を表明されたのであります。即ち「航空機製造事業につき許可制を採用したる以上、指導監督に万全の措置を講じ、航空機製造事業の健全なる発展を期することは勿論、下請及び関連産業たる中小企業に支払遅延、手形不渡り等の不祥事を惹起するがとぎこと

なきよう、行政上特に細心の留意を払うことである。

次いで小林、武蔵、小松、白川、加藤各委員より、それ／＼希望条件を付けて賛成の意見が開陳せられたのであります。なお海野委員より、反対の意見が開陳せられたのであります。

以上を以て討論を終り、先ず本改正案につきまして採決をいたしましたところ、多数を以て可決、次いで豊田委員提出の附帯決議につき採決いたしましたところ、これ又多数を以て可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 本案に対し討論の通告がございまして、発言を許します。海野三朗君。

〔海野三朗君登壇〕

○海野三朗君 只今議題となりましたこの法案に對しまして、私は反対の理由を申し上げたいと思つたのであります。勿論多数を以て可決せられました。が、この法案につきましては、賛成の諸君のかたがたにもよく覚えて頂かなければならぬと思つたのであります。私がここに一言反対の理由を申し上げたいと思つたのであります。

この航空機と申しますものは、非常に高度の技術を要するものであり、又科学的な根拠の上に立上つたものでなければなりません。然るに、この法案を拝見いたしますと、単に生産技術の向上云々といふことがその目的となつておるのであります。生産技術の向上だけではないのである。この材料の研究、機材の基礎的研究こそ、この航空機の発達の本をなすものであると私は考へるのである。このことにつきま

しては、更に何らのとがなしに単に生産技術の向上だけを目的にしておりますことは、簡単に申しますならば、今、船が必要であるから造船でも何でもよい、コンクリートで造つた船でも何でもよいから造れ／＼と賣つておるのに等しい。船といふは、先ずこの船の材料が根本なのである。この材料の研究に力を注がずして、これを単に組合せることの技術の向上のみに根拠を置き、重点を置くことは、そも／＼私は非科学的な考へ方であると思へるのであります。そのうして、なお組つこの法案をつ／＼

拝見いたしますと、穴だらけの法案でございまして、その一例を申し上げますならば、至る所に保安庁長官の許可云云が載つておるのである。保安庁のために航空機を作るのであるか。私は断じてそうではないのである。航空機の事業といふものは、我が日本の産業の一つとして発達せしめなければならぬ。それであるのに至る所に保安庁云々が載つておるので、あたかもこの法案といふものは、保安庁のお先棒を担ぐ法案と考へられるのであります。私はこの法案を拝見しまして、許可制基法としてよろしいようでありませうけれども、ここに政治的圧力が加味されておる。この産業の発達に對しては、これを善用すればよろしいのでありますけれども、非常な危険が伴う。これが即ち汚職の温床となりやすいのである。私はこの許可制を政府がやる段になりましてならば、政府が如何なる責任を持つておるかといふことを詰めておきたい。そういふことにならない。私は曾

つて武器製造法案に對しまして、反対の討論をここでやりました。今日、日平産業の有様は如何でございませうか。私は過日も、この日平産業の有様は政府の責任においてこれを救ふと私は絶叫したのである。この航空法案に對しては、日平産業のごときことが他日起こらないかを私は非常に危ぶむものであります。今日飛行機のコンチネンタル・エンジンにいたしまして、これはアメリカの特許である。併しなから日本に科学者がいないかと申しますと、科学者は実に街頭に溢れておる。この科学者を以て研究せしめるのに研究費を出してはいない、政府が……日本人をして本當に科学研究費をこれに与えて研究せしめたならば、いづくぞ欧米人の頭に決して劣る頭を持つておる日本人ではないのである。そういうことに対して政府がいま少し眞面目にこの航空機の発達について考へますならば、現在の日本の状況といつたしましては、この機材の点について、甚だ心細いものが数々あるものでありますから、先ずそれに対しての力を注がなければならぬ。この法案といふものは、時期尚早であると思へるのであります。誠に今日不可思議なる現象ばかりがある。例へば参議院における決議案の事件、或いは又衆議院における決議案の事件、件々のごとき不可思議なる事柄が起つておりますから、この航空機の法案なんぞ、その一つであるから、怪しむに足らないかも知れない。併し皆様に私は、数か余計あるからこれは通るのである。通るから私は言わないでいるといふことはいけない。断じて只今申上げたところの理由を皆様に申上げ

て、今後のこの航空機の発達に對しましては、本當に間違いない一段の御努力を希望いたします。この案に私は反対の意見を申上げた次第であります。

御清聴を感謝いたします。(拍手)
○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、教育職員免許法の一部を改正する法律案

日程第八、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

日程第九、文部省関係法令の整理に關する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事河本亨弘君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
教育職員免許法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

て、今後のこの航空機の発達に對しましては、本當に間違いない一段の御努力を希望いたします。この案に私は反対の意見を申上げた次第であります。

御清聴を感謝いたします。(拍手)
○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、教育職員免許法の一部を改正する法律案

日程第八、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

日程第九、文部省関係法令の整理に關する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事河本亨弘君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
教育職員免許法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十二日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔小字及び一は衆議院修正〕
教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「並びにこれらの学校の校長(幼稚園の園長を含む。以下同じ)、教育委員会の教育長及び指導主事」を削り、同条第二項中「校長及び」及び「教育長及び指導主事にあつては当該教育委員会」を削る。

第四条第一項中、「仮免許状」を削り、同条第二項第九号から第十一号までを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。
第五條第一項中及び仮免許状を削り、「第二若しくは第三」を「若しくは第二」に改め、同条第二項中「校長及び」及び「並びに教育長及び指導主事」を削り、同条第三項を次のように改める。

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の二に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。但し、高等学校助教諭免許状は、大学に二年以上在学せず、且つ、六十二単位以上を修得しない者には授与しない。

第六条第二項中「第九條第二項但書」を「前条第三項」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第三項中

「別表第三」に改め、同条第三項中

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議録第五十二号 教育職員免許法の一部を改正する法律案外二件

「別表第四の二」を「別表第四」に改める。
第七條第二項中「校長」を「校長(幼稚園の園長を含む。)」に改める。
第九條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。
第十條第二項、第十一條及び第十四條中「又は教育委員会を削る。
第二十條中「校長及び」並びに

に教育長及び指導主事」を削る。
附則第四項中「第五條第一項第一号及び第二号」を「第五條第一項第二号及び第三号」に改める。
附則第五項を削り、附則第六項を次のように改める。
5 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)以下「施行法」という。第一條又は第二條の規定により免許状の交付又は授受を受けた者が、第六條第二項

別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、同項別表第三、第六若しくは第七の第三欄又は同項別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、それぞれの表の表に掲げる免除の交付又は授受を受けるために必要とする施行法第一條又は第二條の表の上欄に掲げる資格を得たもの、それぞれの表の第一欄に

掲げる学校の教員(これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む。)として在職した年数を通算することができ、附則第七項を削り、附則第八項を次のように改める。

6 第六條第二項別表第三により中学校又は高等学校の教諭の一級普通免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一條又は第二條の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授受を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	基礎資格	施行法第一條又は第二條の規定により交付又は授受を受けた者の免許状の種類	第一欄に規定する基礎資格を得たもの、第二欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること、最低在職年数	第一欄に規定する基礎資格を得たもの、大学において修得すること、必要とする最低単位数
二	旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有すること	中学校教諭二級普通免許状	一〇	一〇
三	旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一條に規定する教員養成諸学校(以下「教員養成諸学校」という。)のうち修業年限四年の学校を卒業した者	中学校教諭二級普通免許状	三	一〇
四	旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有すること、旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有すること	中学校教諭二級普通免許状	五	一〇

所要資格	免許状の種類		基礎資格		大学における最低修得単位数	
	小学校教諭	中学校教諭	小学校教諭	中学校教諭	一般科目	専門科目
高等学校教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする)以上を修得すること	大学に二年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする)以上を修得すること	三六	一六
	二級普通免許状	三級普通免許状	大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること	大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること	三六	一六
高等学校教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること	大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること	三六	一六
	二級普通免許状	三級普通免許状	大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること	大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること	三六	一六

備考 この表の第二号のロ及び第四号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。
附則第九項中「又は仮免許状を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項中「第五條第三項」を「第五條第三項本文」に改め、同項を附則第八項とする。
別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議第五十二号 教育職員免許法の一部を改正する法律案外二件

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	二級普通免許状	
				一級普通免許状	二級普通免許状
二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	三六 乙 四〇 一四	二〇
臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	一〇	
二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	一八 一六 二八	一〇
臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状		

別表第一備考第一号の二及び第一号の三中「及び第三」を削り、同表備考第二号を次のように改める。

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に關しては、この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

別表第一備考第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「前号によつて当該免許状に係る教科に關する専門科目について修得することを認められた単位数を合せて計算するものとする。」を削り、同号を同表備考第四号とする。

別表第二を削り、別表第三の大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数の欄中「一般教養科目」を「一般教育科目」に改め、同表の二級普通免許状の項中ロをハとし、ハをニとし、イの次にロとして次のように加え、同表の仮免許状の項を削り、同表を別表第二とする。

ロ 保健師助産師看護婦法第七
条の規定により保健師の免許
を受けていること。

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

小学校教諭	幼稚園教諭	所要資格			
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一級普通免許状	一級普通免許状	有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員の免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したもののうち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することと必要とする最低単位数	第二欄に掲げる各免許状を取得したもののうち、大学において修得することと必要とする最低単位数	
二級普通免許状	二級普通免許状				
臨時免許状	臨時免許状				
六	五				
四五	四五				

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	二級普通免許状	
				一級普通免許状	二級普通免許状
二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	三六 乙 四〇 一四	二〇
臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	一〇	
二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状	一八 一六 二八	一〇
臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状		

別表第四備考第一号及び第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号中「文部省令で定める。」の下に「(別表第五の場合においても同様とする。)」を加え、同号の次に次の二号を加え、同表を別表第三とする。

五 この表により上級の免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数をこえる在職年数があり、第四欄に掲げる最低単位数が十五単位をこえるときは、そのこえる在職年数一年につき五単位を〇.そのこえる単位数〇から差し引くものとする。この場合における最低在職年数をこえる在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。(別表第五及び第六の場合においても同様とする。)

六 この表により一級普通免許状を受けようとする者について第三欄に掲げる在職年数が十五年をこえるときは、第四欄に掲げる単位は、必要としない。この場合における在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数(在職年数が五年をこえるときは五年)を、通算することができる。(別表第五から第七までの場合においても同様とする。)

別表第四の二の中学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に、同表の中学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「一五」を「二〇」に、「一〇」を「一六」に改め、同表の中学校教諭仮免許状の項を削り、同表の高等学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三八」を「六二」に、「二五」を「五二」に、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に改め、同表を別表第四とする。

備考

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。
二 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について二級普通免許状を受けているときは、一級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数を差し引くものとする。
別表第五を次のように改める。

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議録第五十二号 教育職員免許法の一部を改正する法律案外二件

別表第五

第一欄	第二欄	第三欄	所要資格	
			基礎資格	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することと必要とする最低単位数
高等学校に おいて職業 実習を担 任する教 諭	一級普通免許状	一五	中学校の職業実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上中学校において職業実習を担任する教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	
高等学校に おいて職業 実習を担 任する教 諭	二級普通免許状	二〇	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
高等学校に おいて職業 実習を担 任する教 諭	一級普通免許状	一五	イ 大学において第一欄に掲げる実業に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	
高等学校に おいて職業 実習を担 任する教 諭	二級普通免許状	一〇	イ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	

備考
一 実務の検定は、第二欄により、学力の検定は、第三欄によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	所要資格	
				有することと必要とする免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる各免許状を有することと必要とする最低単位数
高等学校、 中学校、 小学校、 幼稚園、 特別支援学校、 職業実践専門学科の教諭	二級普通免許状	三	六	高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、職業実践専門学科の教諭の二級普通免許状	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる各免許状を有することと必要とする最低単位数
高等学校、 中学校、 小学校、 幼稚園、 特別支援学校、 職業実践専門学科の教諭	一級普通免許状	三	六	高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、職業実践専門学科の教諭の二級普通免許状	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる各免許状を有することと必要とする最低単位数

別表第七を次のように改める。

別表第七

二 この表により中学校教諭「二級普通免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校(旧中等学校令第三十六号)による実業学校を含む」を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担任する教諭の二級普通免許状ハの項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第六の第三欄中「基礎資格を有し、」を「基礎資格を取得したのち、」に、「在職年数」を「最低在職年数」に、同表の第四欄中「大学又は文部大臣の指定する養成機関における最低修得単位数」を「第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学又は文部大臣の指定する養成機関において修得することと必要とする最低単位数」に、同表の二級普通免許状の項中「養成教諭の仮免許状」を「養成教諭の臨時免許状」に、「三」と「六」に、「一〇」を「三〇」に改め、同表の仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

一 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、第五条第一項別表第二の二級普通免許状の項により授与された二級普通免許状を有するときは、一級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表により二級普通免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けているときは、二級普通免許状の項第三欄に掲げる最低在職年数は必要としないものとし、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律（昭和二十九年法律第一号）による改正前の施行法（以下「旧施行法」という。）の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは看護教諭の仮免許状の授与若しくは交付を受けている者○、旧施行法の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状を有するものとなつてゐる者○又は旧法若しくは旧施行法の規定により盲学校、ろう学校若しくは聾聾学校の教諭の仮免許状の授与を受けている者は、看護教諭又は盲学校、ろう学校若しくは聾聾学校の教員にあつては昭和三十三年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十三年三月三十一日まで、高等学校の教員にあつては昭和四十三年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相當する学校の教諭（講師を含む。）又は看護教諭の職にあることができる。
- 3 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者は昭和三十三年三月三十一日以前までに、旧法第六条別表第四に規定する高等學校教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者、昭和三十三年三月三十一日までに、同表に規定する高等學校教諭の仮免許状に係る所要資格に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは船舶実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同表別表第六に規定する養護教諭○のものとなつてゐる。
- 4 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する高等學校教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十三年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六条別表第四に規定する高等學校教諭の仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十三年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相當する高等學校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。
- 5 前二項の規定に該當する者に対して教育職員檢定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の檢定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

備考

い、この表により、盲学校、ろう学校又は聾聾学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第五項の規定を、前〇二

規定に該当する者にあつては
新法第六条第二項別表第三備
考第四号の規定を準用する。
二 新法第六条第二項別表第三
備考第一号、第三号及び第五
号の規定は、この表の場合に
ついて準用する。
三 新法第六条第二項別表第六

備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。

四 この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校

を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を

有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けた者があるとき、修業年限が六年以上とする者が、修業年限が四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議録第五十二号 教育職員免許法の一部を改正する法律案外二件

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 基礎資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得したことを必要とする最低単位数
小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状 高等学校教諭二級普通免許状 中学校又は高等学校において職業実習又は農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担当する教諭の二級普通免許状 養護教諭二級普通免許状	第二項又は第三項 前二項の規定により第一欄に掲げる学校の教諭の職にあることができること。 第二項又は第三項 前二項の規定により高等学校の教諭の職にあることができること。 第二項又は第三項 第二項〇の規定により第一欄に掲げる学校においてそれぞれの実習を担当する教諭の職にあることができること。 第二項〇又は第三項 養護教諭の職にあることができること。	三 五 三	一五 四五 一〇 一〇
旧法の規定により旧施行法の規定により盲学校又はろう学校の教諭の仮免許状の授与を受けていること。	旧法の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けていること。	三 三	六 一〇

二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。

五 この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。

六 第二項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合には、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。第七條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に」を「それぞれの下欄に規定する年数」とあるのを「通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十二年、高等女学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年」と読み替へるものとする。

15 この法律の施行の際、現に高等学校の助教諭の職にある者又は高等学校助教諭免許状を有する者で

高等学校の講師の職にあるものは、新法第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、その職にあることができる。

7 高等学校助教諭免許状は、当分の間、新法第五條第三項但書の規定にかかわらず、同項但書に規定する者に對しては、同項に規定することである。

16 新法第六條第二項別表第三〇又は同項別表第五より高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧法第五條第三項及び同法附則第四項〇〇の規定により高等学校助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「五」とあるのを「一〇」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。

17 第三項に規定する所要資格に關しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五條別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五條第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

18 この法律の施行の際、現に大学に在學し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五條別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状

の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五條第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状の授与を受けることができる。

19 新法第六條第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、新施行法第一條第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該當する者で同表第三項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の交付を受けたものであるときは、又は同法第二條第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十四号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該當する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六條第二項別表第三のそれぞれ学校の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替へるものとする。

110 新法第六條第二項別表第三により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等女学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科

教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。

111 新法第六條第二項別表第三により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「五」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。

14 第十一項から第十四項までの規定の適用を受ける者に対する新施行法第七條第二項の規定の適用については、同項の表第六号下欄中「二」とあるのを「三」と読み替へるものとする。

112 新法第六條第三項別表第四により中学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた

者であるときは、又は新施行法第一條第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二條第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十四号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校助教諭免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六條第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に關する専門科目三単位及び教職に關する専門科目三単位はすでに修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

113 新法第六條第三項別表第四により高等学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるときは、又は新施行法第二條第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十四号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校教諭免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六條第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、甲教科にあつては教科に關する専門科目十五単位、乙教科にあつては教科に關する専門科目十単位及びそれぞれの教職に關する専門科目三単位は、既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそ

一一三九

備考

一 この表により高等学校教諭一級普通免許状を受けようとする者については、免許法附則第五項の規定を準用する。

二 免許法第六條第二項別表第三備考第一号、第三号、第五号及び第六号の規定は、この表の場合について準用する。

第七條第二項中「前項に規定する者」を「第一條又は第二條の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、免許法第六條第二項別表第三、第五、第六若しくは第七又は前項の規定により上級免許状の授与を受けようとするときは、その者」に改める。
同項の第四号中「仮免許状を、臨時免許状」に改め、同項の第五号中「第二号を第三号とし、以下第二号ずつ繰り上げる」を「第二号とし、以下第二号ずつ繰り上げる」に改める。
第八條及び第九條を次のように改める。

第八條及び第九條 削除
(教育委員会法の一部改正)

第二條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の定める教育職員の免許状を有する者のうちから」を削る。

第五十條第一号中「教育職員免許法」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)」に、「校長及び教員並びに教育長及び指導主事」を「教員」に改める。
第七十八條第一項中「第四十一條及び」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、校長については、法律に定める必要な資格を有する者で採用を願ひ出たものについて、教員については、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による教員の免許状を有する者で採用を願ひ出たものについて、国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府県の教育委員会が作成する。

第十三條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 校長の資格は、教育職員免許法による教諭の一級普通免許状(以下「教諭一級普通免許状」という)を有し、且つ、五年以上、教員の職又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に關する職その他の文部省令で定める教育に關する職にあつたこととする。

第十六條第二項中「それぞれの免許状を有する者」を「それぞれ法律に定める必要な資格を有する者」に、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 教育長の資格は、左の各号の一に該当するものとする。

一 学士の称号を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこと。

二 二年以上、校長、指導主事、社会教育主事(教諭一級普通免許状を有する者に限る)その他の文部省令で定める職員の職にあつたこと。

三 教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、十年以上教員の職にあつたこと。

四 文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、且つ、十年以上教育に關する職にあつたこと。

4 指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこととする。

(社会教育法の一部改正)

第四條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「校長(園長を含む)及び」を削る。

(青年学級振興法の一部改正)

第六條 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二号中「又は仮免許状」を削り、同条第三号中「社会教育主事、校長、教育長、指導主事、社会教育主事」に改める。

附則

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 校長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十三條第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上文部省令で定める教育に關する職にあつた者のうちから選考することができ、

5 教育職員免許法の一部を改正する法律による改正前の教育職員免許法又は改正前の教育職員免許法施行法の規定により、校長、教育長又は指導主事の免許状の授与を受けた者は、改正後の教育公務員特例法第十三條第三項並びに第十六條第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ校長、教育長又は指導主事となる資格を有するものとみなす。

6 改正前の教育職員免許法施行法第八條の規定は、国立学校及び公立学校の校長については、なおその効力を有する。

7 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の二條を次のように改正する。
第八條中「事項は」の下に、別に法律で定めるものを加える。

かわらず、左の各号の一に該当する者のうちから選考することができ、

一 教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上教員の職にあつたこと。

二 五年以上文部省令で定める教育に關する職にあつたこと。

4 指導主事の選考について、改正後の教育公務員特例法第十六條第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第四項の規定にかかわらず、教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上文部省令で定める教育に關する職にあつた者のうちから選考することができ、

5 教育職員免許法の一部を改正する法律による改正前の教育職員免許法又は改正前の教育職員免許法施行法の規定により、校長、教育長又は指導主事の免許状の授与を受けた者は、改正後の教育公務員特例法第十三條第三項並びに第十六條第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ校長、教育長又は指導主事となる資格を有するものとみなす。

6 改正前の教育職員免許法施行法第八條の規定は、国立学校及び公立学校の校長については、なおその効力を有する。

7 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の二條を次のように改正する。
第八條中「事項は」の下に、別に法律で定めるものを加える。

かわらず、左の各号の一に該当する者のうちから選考することができ、

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

文部省関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

文部省関係法令の整理に関する法律案

左に掲げる法令は、廃止する。

一 古器旧物保存方(明治四十年太政官布告第二百五十一号)

二 社寺境内樹木濫伐禁止の件(明治六年太政官布告第二百三十五号)

三 官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件(明治二十二年法律第八号)

四 市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法(昭和七年法律第二十三号)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔御木幸弘君登壇、拍手〕

○御木幸弘君 只今議題となりました文部省関係の三法案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

先ず、教育職員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について申し上げます。

本法案の提案の趣旨は、現行法を簡素化すると共に、本法施行の実情に徴し、まして所要の改正を行うものであり、その改正の要点は、第一に、教員の仮免許状を廃止し、高等学校教諭の一般普通免許状を直接養成によつても授与し得ることとし、高等学校教諭の資格を大学二年終了以上としたことである。第二に、免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位のうち、専門科目の内容を充実したことである。第三に、現職教員が上級免許状を取得するために必要な単位の一部又は全部を教職経験年数を以て代えることができるように特例を設けたことである。

第四は、校長、教員及び指導主事の免許制度を廃止して、行政事務を簡素化したことである。第五は、仮免許状の廃止に伴い、その経過措置をいたしたことです。所要の法文整理を行なつたことでもあります。なお衆議院におきましては、職業課程の実習を担当する教員に対する過渡的措置を規定した等、若干の修正を加えております。

委員会の審議におきましては、免許法と給与法との関係、教職年数の通算等につきまして、質疑応答が交わされましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。討論におきましては、荒木委員より、のちに述べますような附帯決議を付して同法案に賛成の意見が述べられ、田中、相馬、加賀山の三委員より、同法案に賛成の意見を開陳されました。かくて採決をいた

しましたところ、委員会は、同法案を全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお荒木委員提出の附帯決議案も全会一致を以て可決いたしました。

次に附帯決議案を申し上げます。

附帯決議案
今回の教育職員免許法及び関係法律の改正は、その簡素化の姿を挙げているものではあるが、一面、高等学校の免許状について、一般免許状の基礎資格を修士等とし、臨時免許状を大学二年終了以上としたことは、基礎資格において学校差を大きくしたものであつて、その影響するところの多いとしない。故に、その調整のため、次の諸点について速かに規定を設ける等、一段の工夫を加えることを要する。

一、高等学校と中学校、小学校と中学校間の教職年数を相互に通算することを認め、その結果、人事交流の円滑を欠くおそれがあるから、教職年数の通算の措置を講ずること。

二、短大卒業生は直接養成によつては高校教諭の道を閉ざされることになるから、改正法の附則に規定する経過措置の期間内において、更に適当な措置を講ずること。

以上であります。

次に文部省関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。

本法案は、明治四十年太政官布告で出された古器旧物保存方(等)等、すでに失効性を失つております法令四件を廃止しようとするものでありますが、委員会におきましては全会一致、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第十、調達庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事長島根巖君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
調達庁設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十一日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

調達庁設置法等の一部を改正する法律案
調達庁設置法等の一部を改正する法律案

第一条 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第三号中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定第十八条」

を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定(以下「行政協定」という。)

第十八条、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍協定」という。)

第十八条及び日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲から生ずる請求権に関する議定書(以下「請求権に関する議定書」という。)

に改め、同条、同条に次の二号を加える。
四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「相互防衛援助協定」という。)

第七号の規定に基くアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下「軍事援助顧問」という。)

の使用に供する宿舎等の施設及び役務の調達並びに提供した施設の返還
五 駐留軍及び軍事援助顧問団(以下「駐留軍等」という。)

による又はそのための調達に関する契約から生ずる紛争の処理
第四条第十三号中「アメリカ合衆国政府と駐留軍の派遣国政府」

に改め、同条第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十四 アメリカ合衆国政府との間に前条第四号に規定する宿舎等の施設及び役務の調達に関する契約を締結すること。
第四条に次の三号を加える。

十六 駐留軍に対する施設及び区域(これに附随する動産及び権利を含む。以下同じ)の提供に伴い工作物等を設置し若しくは補修する工事及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)第一条に規定する損失を防止する工事を実施し、若しくはこれらの工事に関する役務を提供し、又は關係地方公共団体にその実施若しくは提供を委託すること。

十七 關係地方公共団体に対し前号に規定する工事又は役務の補助金を交付すること。

十八 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き關連庁に属せられた権限

第六条第三項を次のように改める。

三 總務部に調停官一人を置く。調停官は、命を受けて第七条第十九号に規定する事務を掌理する。

四 不動産部に次長一人を置く。次長は、部長を助け、部務(連絡調査官の所掌に属するものを除く)を整理する。

五 不動産部に連絡調査官五人以内を置く。連絡調査官は、部長を助け、第八条第一号に規定する事務(施設及び区域の提供に関するものを除く)について駐留軍、利害關係人又は關係行政機関との連絡、交渉及びそれら

の間の意見の調整に関する事務並びに第八条第五号に規定する事務について軍事援助顧問又は利害關係人との連絡、交渉及びそれらの間の意見の調整に関する事務を掌理する。

六 勞務部に次長一人を置く。次長は、部長を助け、部務を整理する。

第七条第十六号中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十八條」を「行政協定第十八條、國連軍協定第十八條及び請求権に関する議定書の規定」に改め、同条第十八号中「駐留軍」を「駐留軍等」に改め、同条第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 駐留軍等による又はそのための工事並びに役務及び需品の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

第八条第一号から第六号までを次のように改める。

一 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定及び提供並びに提供した施設及び区域の使用条件の変更又は返還に関すること。

二 前号に定める提供、その使用条件の変更又は返還に伴う補償及び求償に関すること。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の施行に関すること。

四 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律の施行に関すること。

五 軍事援助顧問団の使用に供する宿舍等の施設の提供又は返還に関すること。

六 提供した施設及び区域の記録に関すること。

九条第一号中「駐留軍のため勞務に従事する者(以下「駐留軍勞務者」という。)」を「駐留軍等勞務者」と改め、同条第二号及び第三号中「駐留軍勞務者」を「駐留軍等勞務者」に改める。

第十條中「第七條第十六号及び」を削る。

(日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二条 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(駐留軍等勞務者の身分)」に改め、同条中「ア

メリカ合衆国軍隊の下に、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定に基き本邦内にある國際連合の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七條の規定に基きアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同國政府の職員を加へ、(駐留軍等勞務者)を「駐留軍等勞務者」に改める。

九条の見出しを「(駐留軍等勞務者の勤務条件)」に改め、同条中「(駐留軍等勞務者)」を「(駐留軍等勞務者)」に改める。

(國家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

四 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定に基き本邦内にある國際連合の軍隊のために勞務に服する者

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七條の規定に基きアメリカ合衆國政府の責務を本邦において遂行する同國政府の職員のために勞務に服する者

第二条第二項第二号中「特別調達庁」を「關連庁」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定に係る改正の部分は、同協定の効力発生の日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に係る改正の部分は、同協定の効力発生の日から施行する。

〔長島銀藏君發議、拍手〕

○長島銀藏君 只今議題となりました關連庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、本法律案の提案の理由として政府の説明するところを御報告いたします。本法律案は、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定等の締結に伴い、關連庁の任務として、右の協定による同軍隊の作為又は不作為から生ずる事故に基き補償事務、日本国における合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書によるアメリカ合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の不法行為に基き補償事務、並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定による軍事援助顧問団の使用に供する宿舍等の施設及び役務の調達並びに提供した施設の返還に関する事務、並びに駐留軍等による又はそのための調達に関する契約から生ずる紛争の処理を新たに關連庁の任務として附加し、これに伴い關連庁の権限に関する規定と、總務部、不動産部、勞務部の各部の所掌事務に関する規定に所要の改正を行い、併せ

て調達庁の業務の円滑なる処理を図るために、特別な職として給務部に調達官を、不動産部に連絡調査官を設置すると共に、国際連合の軍隊及び軍事援助顧問団のために勤務に服するもので国が雇用する者の身分、勤務条件について所要の規定を設ける等の必要があるもので、この法律案を提案したることとした次第である。以上が本法律案の提案の理由として政府が説明するところであります。

次に本法律案の内容の概略を御説明いたします。

本法律案の第一条におきましては、調達庁設置法の一部改正を、第二条におきましては、日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改正を、第三条におきましては、国家公務員共済組合法の一部改正をそれら規定したておるのであります。

第一、本法律案第一条の調達庁設置法の一部改正におきましては、調達庁の任務、権限等に関する規定の改正であります。調達庁の任務の規定の改正は、調達庁設置法第三条の改正でありまして、先に挙げました協定等の規定に基づき、調達庁に新たな任務を附加することとしたておるのであります。

新たに附加されました任務につきまして、以下御説明いたします。

その一は、従来から調達庁の任務となつておりました、日米安全保障条約に基づく行政協定第十八条のアメリカ合衆国軍隊の作爲若しくは不作爲から生ずる事故についての請求の処理に加え、国連軍協定第十八条に規定する国連軍の同様の行爲による請求の処理と、日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の不法行爲に基づく請求の処理を合せて行うこととしたております。

その二は、日米相互防衛援助協定による軍事援助顧問団の使用する宿舎等の施設の提供及び返還並びにこれらの顧問団のために勤務に服する者の雇入、提供等の業務等役務の調達を新たに調達庁の任務にいたしております。

その三は、行政協定第十八条第七項、国連軍協定第十四条第二項等に規定してあります駐留軍及び軍事援助顧問団による直接調達、又はそのためにする間接調達に関する契約から生ずる紛争の処理を調達庁の任務としたております。

調達庁の権限の規定の改正は、調達庁設置法第四条の改正でありまして、今御説明いたしました調達庁の任務の改正に伴い、調達庁設置法第四条に規定している調達庁の権限に所要の改正をいたしてあるのであります。

以上御説明いたしました改正のほか、調達庁の任務及び権限に関する規定の改正に伴いまして給務部、不動産部、労働部の所掌事務に関する規定の改正を行い、又調達庁の業務の円滑なる処理を図るために、給務部に調達官一人を、不動産部に連絡調査官五人以内を置く等の改正をいたしてあります。

第二、本法律案第二条の、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の改正におきましては、国連軍及び

び軍事援助顧問団のために勤務に服する者で国が雇用するものは、アメリカ合衆国軍隊のために勤務に服するものと同一とし、給与その他の勤務条件は調達庁長官が定めることとしたております。

第三、本法律案第三条の国家公務員共済組合法の改正におきましては、国連軍及び軍事援助顧問団のために勤務に服する者で国が雇用するものは、国家公務員共済組合法の適用を受けないこととするにしております。

以上が本法律案の改正点の概略の説明であります。

内閣委員会は、一昨日及び昨日の二回委員会を開きまして、本法律案の審議に当たつたのであります。調達庁当局との間の質疑応答によつて明らかにされた主な点を御報告いたします。

その第一点は、従来国連軍関係で直接雇用せられていた労働者が、このたび間接雇用に切替えられるのであります。その数は一万二千数百名であつて、間接雇用に切替えられることになつても、これら労働者の雇用条件は従来より下がることは絶対にない。又雇用の切替の際退職金が迅速に支払われるよう、十分先方へ交渉する旨の調達庁当局の言明でありました。

その第二点は、本法律案が成立した場合においても、軍事援助顧問団の行財政としての予算三億五千万円を超えざるよう運営したい旨の政府の方針であることとであります。

その第三点は、アメリカの軍事顧問団の使用に供する宿舎を新築し又は新たに接収するといふような必要は起らない。従来米軍の使用しておつた建物をこれに充てる方針であるとのこととあります。

その第四点は、国連軍関係の事故補償が、従来速かに処理されておらず、被害者に迷惑をかけておるとの非難のあることは事実であるが、今後は書類等の手続を簡単にし、又これらの処理には特に慣れた職員に当らせる等の方法によつて、これら事務処理の迅速に最善の努力をする旨、なお駐留軍から損害を受けた者が補償請求の手続等をよく知らないため迷惑を感じている者が甚だ多いようだが、これらの手続等を一般国民に対し周知徹底し、今後被害者に迷惑をかけないよう努力する旨、特に調達庁当局より言明がありました。

昨日の委員会におきまして、山下委員より、質疑を打ち切り、討論審議の動議が提出され、この動議が成立いたしましたので、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上を以て報告を終わります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後四時五十八分開議

○副議長(重宗雄三君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

本日は、これにて延会いたします。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 医療関係審議会設置法案

一、日程第二 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

一、日程第三 厚生省関係法令の整理に関する法律案

一、日程第四 酪農振興法案

一、日程第五 輸出水産業の振興に関する法律案

一、日程第六 航空機製造法の一部を改正する法律案

一、日程第七 教育職員免許法の一部を改正する法律案

一、日程第八 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、日程第九 文部省関係法令の整理に関する法律案

一、日程第十 調達庁設置法等の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員 河野 謙三君 佐藤 尚武君

高良 とみ君 小林 武治君

小林 政夫君 岸 良一君

昭和二十九年五月二十八日 参議院会議録第五十二号 調達庁設置法等の一部を改正する法律案

一一四三

昭和二十九年五月二十八日 参議院會議録第五十二号

北 勝太郎君	加藤 正人君	仁田 竹一君	松平 勇雄君	上條 愛一君	最上 英子君
片桐 眞吉君	梶原 茂嘉君	永岡 光治君	加藤 武雄君	堀木 鐵三君	菊田 七平君
楠見 義男君	柏木 康治君	上原 正吉君	山本 米治君	長谷部ひろ君	相馬 助治君
石黒 忠篤君	飯島連次郎君	小野 義夫君	愛知 一君	村尾 重雄君	棚橋 小虎君
加賀山之雄君	森 八三一君	三輪 貞治君	平井 太郎君	鶴見 祐輔君	一松 定吉君
森田 義衛君	村上 義一君	白波瀬米吉君	湯山 勇君	苦米地義三君	松原 一彦君
溝口 三郎君	三浦 辰雄君	大和 與一君	小林 英三君	國務大臣	
廣瀬 久忠君	後藤 文夫君	草葉 隆圓君	泉山 三六君	文部大臣	大連 茂雄君
早川 慎一君	野田 俊作君	石坂 豊一君	岩沢 忠恭君	厚生大臣	草葉 隆圓君
西田 隆男君	豊田 雅孝君	木下 源吾君	阿貝根 登君	農林大臣	保利 茂君
常岡 一郎君	土田國太郎君	海野 三朗君	大倉 精一君	通商産業大臣	愛知 一君
田村 文吉君	館 哲二君	河合 義一君	岡 三郎君	政府委員	
竹下 豐次君	杉山 昌作君	龜田 得治君	小松 正雄君	内閣官房副長官	江口見登留君
高瀬莊太郎君	新谷寅三郎君	近藤 信一君	竹中 勝男君		
島村 軍次君	白井 勇君	成瀬 信一君	小林 亦治君		
横川 信夫君	青柳 秀夫君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君		
高野 一夫君	西川弥平治君	江田 三郎君	小林 孝平君		
石井 桂君	井上 清一君	久保 等君	堂森 芳夫君		
川口爲之助君	吉田 萬次君	田畑 金光君	森崎 隆君		
酒井 利雄君	佐藤清一郎君	安部キミ子君	矢嶋 三義君		
劍木 亨弘君	谷口弥三郎君	藤田 進君	田中 一君		
長島 銀藏君	滝井治三郎君	戸叶 武君	栗山 良夫君		
田中 啓一君	大矢半次郎君	吉田 法晴君	藤原 道子君		
石川 榮一君	岡崎 眞一君	小笠原三三男君	菊川 孝夫君		
石原幹市郎君	植竹 春彦君	山田 節男君	天田 勝正君		
岡田 信次君	松岡 平市君	松本治一郎君	中田 吉雄君		
大谷 登清君	一松 政二君	三橋八次郎君	千葉 信君		
中川 幸平君	北村 一男君	羽生 三七君	荒木正三郎君		
左藤 義詮君	寺尾 豊君	三木 治朗君	山下 義信君		
中川 以良君	大達 茂雄君	市川 房枝君	東 隆君		
青木 一男君	大野木秀次郎君	白川 一雄君	三浦 義男君		
小龍 彬君	古池 信三君	松永 義雄君	石川 清一君		
榊原 亨君	大谷 賀雄君	有馬 英二君	松浦 清一君		
宮澤 喜一君	高橋 衛君	赤松 常子君	深川タマエ君		
横山 フク君	西岡 ハル君	武蔵 常介君	寺本 廣作君		
重政 庸徳君	小澤久太郎君	松浦 定義君	八木 秀次君		
鹿島守之助君	木内 四郎君	加藤シツエ君	紅露 みつ君		
藤野 繁雄君	雨森 常夫君	鈴木 一君	加瀬 完君		
青山 正一君	秋山俊一郎君	千田 正君	松澤 兼人君		

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部

十五円
(配達料另)

発行所

東京新聞社市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三
振込東京一九〇〇官報課